

令和2年度
岩国市及び教育委員会への陳情事項への回答書

《全体》

1. 「志高く豊かな心と生き抜く力を育む」の基本目標を達成するための教育環境の整備について

- (1) 授業等において、一人ひとりの子供たちに目が届く教職員の配置体制の拡充を希望いたします。併せて、特別支援教育支援員等の支援員の増員をお願いいたします。

教職員数については、国及び県の規準に従って配置された教職員に加え、少人数・生徒支援・専科教員・30人35人学級化・通級指導・複式解消・日本語指導・初任研などの加配をいただき、一人ひとりの子供に目が届くような体制づくりを進めております。特に、特別支援教育支援員につきましては、今年度38人配置をしています。また、日本語指導支援員の加配につきましても、県費、市費とも増員しており、きめ細やかな指導を進めております。さらに、教職員の負担軽減のため業務アシスタントを13人配置しました。しかしながら、多岐にわたる教育課題に対応するにはまだまだ不十分であり、今後、国や県に対し、さらなる拡充を要望するとともに、特別支援教育支援員及び日本語指導支援員の増員についても要望してまいります。

(学校教育課)

- (2) スクールカウンセラーの勤務日数や勤務時間の増加並びにスクールソーシャルワーカーの増員を希望いたします。

令和2年度も、「山口県スクールカウンセラー活用事業」により市立の全中学校（14校）と全小学校（32校）にスクールカウンセラー（以下、SC）の定期的な配置をしています。配置の方法が平成29年度から変わり、中学校区に一括派遣となったため、小中連携の中で、各校への配置時間を、必要性に合わせて弾力的に運用することが可能になりました。さらに、本年度は、県からの岩国市への派遣総時間数は、昨年度並みの2922時間となりました。これ以外にも、緊急対応が必要になった場合には、市の予算で緊急にSCを派遣する体制を整えています。

スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）については、岩国市では平成26年度から国・県の予算と市独自の予算を計上し、令和2年度は7名のSSWを配置し、困難な事案に対して派遣しているところです。その内訳は、国・県の予算で444時間分、市の予算で222時間分、計666時間分となっています。しかしながら、複雑な家庭環境等課題を抱える家庭への支援についてSSWのニーズは高まるばかりで、市教委といたしましても時間数の増加の必要性を感じているところです。

SC・SSWの勤務日数・時間の増加につきましては、今年度も引き続き、検討してまいります。

（教育センター）

2. 学校関連予算の拡充について

- (1) 各学校に対する予算配当額の増額を希望いたします。

限られた市全体の歳出予算の中で、これまででも教育予算の確保には努めてきたところでありますが、今後におきましても必要な教育予算につきましては、確保をしていきたいと考えております。

（学校教育課）

(2) コミュニティ・スクールと地域協育ネットの一体的な推進のため、それぞれの取り組みに活用できるだけの予算確保をお願いいたします。

コミュニティ・スクールと地域協育ネットの予算については、学校教育課と生涯学習課において、例年予算の確保に努めているところです。コミュニティ・スクールは、平成29年度から予算化を行い、令和元年度からは、従来の報償費に加えて消耗品費を増額しております。また、地域協育ネットは、協議会を設置している14中学校区と美川小学校の計15校に対して、要望額に応じた予算の配分を行っております。

両課ともに予算の規模は大きくなく、地域協育ネットにおいては、国の予算削減の影響もあって、大変厳しい状況にはありますが、今後も学校の要望や活動状況等を踏まえ、予算の確保に努めていきたいと考えております。

(学校教育課・生涯学習課)

3. 学校施設の整備充実について

(1) やまぐち型地域連携教育の中心的施設であり、災害発生時の避難所並びに避難場所としての学校施設の整備充実をお願いいたします。特にトイレの洋式化では全国の平均値を大きく下回っておりますので、早急な対応をお願いいたします。

トイレ環境の整備につきましては、快適で安全な施設整備の観点からは重要であると考えており、全ての学校に洋式トイレを設置しております。また、平成29年度から新たに、小学校低学年のトイレ改修事業に着手し、洋式化を行っているところです。本事業は岩国市の単独事業でもあり、市内全ての学校への対応には期間を要するものと考えております。各校個別の要望に関しましては、施設の状況等を踏まえ、現場と十分協議を重ねながら状況把握を行い、逐次進めていきたいと考えております。

(教育政策課)

(2) プール未設置校への速やかなプール設置をお願いいたします。

併設型プールでない場合の運用について、近距離であっても移動時間中に安全確保をしにくい、若しくは多くの時間を割いてしまっている現状がございます。プール未設置校について、今後の形のご指示をお願いいたします。

昨年度、御庄小学校にプールが完成し、現在、小中学校 46 校のうちプールの未設置校は、3 校となっております。未設置校は、近距離の学校間の連携により、双方が効率的に利用するものなどの運用により対応しております。また、既に整備済みの学校につきましても、昭和 40 年代に建設したものもあり、老朽化が著しく、改築や修繕の必要性があります。教育委員会といたしましては、平成 25 年度より老朽化の激しいプールから順次改築や改修を行ってまいりました。今後も、学校プールの新設・改修につきましては、各学校の状況等をみながら対応を検討してまいりたいと考えております。

(教育政策課)

(3) 屋内及び屋外の明確なゾーニングによる学校の安全確保体制整備に向け、ハードウェア面での充実をお願いいたします。防犯カメラ及びセンサーの整備を図っていただき、敷地内に侵入するそのものの行為を抑止するフェンス及び柵での明瞭化並びに再整備をお願いいたします。

防犯カメラの設置につきましては、これまで要望のあった学校においては、状況を精査して対応を行ってきております。防犯センサーやインターホン等を含む全体的な安全対策の計画策定は難しいと考えておりますが、防犯カメラの設置については、学校と協議の上、施設要望をいただければ個別に対応を検討していきたいと考えております。

(教育政策課)

(4) 市内小中学校施設においては、建築後数十年を経過したものが数多くあり、校舎等の老朽化対策が大きな課題となっております。子ども達の安全確保はもちろんのこと、災害発生時には地域の避難所並びに避難場所として期待される公共施設でもあります。地域の防災機能強化の観点からも、早急に学校施設の老朽化対策への予算確保をお願いいたします。

「学校施設長寿命化計画」に基づいて、学校施設全体における保全優先度や再配置・複合化等を勘案した計画的な維持保全及び改築を進めて行く予定としております。

(教育政策課)

4. 通学路の危険箇所等の把握及び改善について

児童生徒の登下校については、岩国市道に限らず各学校指定の通学路を使用しております。

通学路の中には、歩車道の区別もない交通量の激しい道路や、歩道とは名ばかりで非常に狭く尚且つ車道の反対側に逃げ場もない道路など、危険箇所がありながらやむを得ず通学路に指定している箇所もあります。

毎年、岩国市通学路学校安全対策協議会を開催いただき、各道路管理者から危険箇所の改善状況等についてご説明いただいていますが、各学校との連携を密にしていただき、危険箇所の把握と更なる改善をお願いいたします。

併せて、岩国市道以外の道路についても各道路管理者に対して、児童が安全に通学できるための措置を速やかにとることを要望していただきますようお願いいたします。

平成24年度より、教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者等で構成する岩国市通学路学校安全対策協議会を開催し、小中学校における通学路の危険箇所の抽出及び意見交換を行い、危険箇所の共有化を図るとともに合同点検を実施しております。早期に対策が可能な危険箇所については、道路管理者及び公安委員会において対策を実施されておりますが、整備に長い年月や多額の費用を要する箇所等については、安全対策は未実施となっており、引き続き整備の要望を行い早急な対策を検討していきたいと考えております。

また、平成28年度から通学路での街灯設置要望に基づき、照明灯の設置事業を実施しており、引き続き必要な区域への整備を図ってまいりたいと考えております。

(学校教育課)

5. 部活動の改善について

現在、市内14校の市立中学校において、在籍している中学校では希望する部活動が存在しないために、充足した中学校生活を送ることができない生徒がいることには胸を痛めております。

近年の少子化は、岩国市においても将来を憂う状況にあり、市内32校の小学生のうち全校児童数が30人に満たない学校が12校もあります。今年度より岩国市内全てに小・中学校で小中一貫教育が始まりましたが、進学先の中学校にある部活動の希望調査などを行うことにより、部員確保の目処をたてるなど、部活動については生徒が安定した活動ができるように配慮をお願いいたします。希望する部活動が在籍校にない場合には、近隣の中学校で希望する部活動に参加できるといった体制づくりのご検討もお願いいいたします。

また、教員の働き方改革も呼ばれる中、コミュニティ・スクールの取り組みを行っている岩国市においては、外部指導者制度が導入されましたが、複数人の指導者にご協力いただける学校もあります。ご協力いただける指導員の皆様に対して平等に感謝の気持ちが伝わるよう、指導員の増員をお願いいたします。

県の示す「部活動の在り方に関する方針」においても、「適正な数の部を設置する」ことが述べられており、各校においては、教員数や生徒数、生徒のニーズ等に応じて、設置する部を検討していく必要があります。現在も、小学生を対象に「中学校入学後の部活動希望調査」を実施している学校もありますが、今後は、すべての中学校において調査が実施されるように、学校訪問や校長会等で依頼します。

「部活動を理由とする指定学校変更の制度」の導入については、「学校と地域との連携が希薄になった」「入学者が大幅に減少し、適正な学校規模を維持できない学校が生じた」等の指摘もあり、現段階では、制度の導入は難しいと考えております。

部活動指導員の採用が、令和2年度から始まりました。

(学校教育課)